

基幹統計調査における母集団名簿整備に関する評価について（案）

—事業所・企業等が調査対象の基幹統計調査を中心に—

評価分科会

- 1 各基幹統計調査における母集団名簿整備については、調査の特性等に応じて、事業所母集団データベースの利用のほか、調査対象の特定に必要な情報等との関係から許認可関係の行政記録情報や、他調査の結果等利用可能な情報等を活用して名簿整備が行われていることが確認できる。
- 2 母集団名簿の整備状況において、特に大きな問題は確認されなかったが、企業・事業所対象の基幹統計調査について、母集団名簿の整備に利用することができる情報源の特性から、名簿の更新周期が長くなっている統計調査が見受けられる。
- 3 これらの統計調査においては、企業・事業所の存否状況の把握において、事業所母集団データベースの年次フレームから得られる情報の活用を検討する余地があるのではないかと思われる。既に、商業動態統計調査においては、諮問審議の中で、事業所の異動状況が反映された最新の年次フレームを活用し、事業所の存否確認を実施した上で、調査を実施する予定であると、経済産業省が方向性を示している。このため、他省においてもこうした事例を参考に検討されることを推奨する。
- 4 また、上記以外の場合でも、今後の母集団名簿整備に当たっては、本資料を活用して、効果的な方法を検討することを推奨する。
- 5 なお、評価分科会においては、このほか、欠測値補完への対応等も審議しており、これらの成果も各調査の企画・設計作業等の中で活かしていくことを御願います。